

## 事務事業評価（２次評価）の実施について

### 1 目的

事務事業評価について、担当課による自己（１次）評価結果を踏まえ、総合的・組織横断的な視点から再評価を行うことで、事務事業評価の実効性を高めるとともに、評価結果についての客観性や信頼性を確保する。

### 2 対象

#### (1) 選定基準

外部評価の対象とならなかった事業の中から、施設管理運営事業を中心に再評価が必要と判断した 10 事業を選定

#### (2) 対象事業(案)

事業名	所管課
射水市土地開発公社補助金	管財課
廃棄物処理施設等管理費（ミライクル館、クリーンピア射水、粗大ごみ処理施設、処理棟、野手埋立処分所）	環境課
新湊交流会館管理費	社会福祉課
蟻虫・検便検査補助金	子育て支援課
救急医療対策費	健康推進課
いみずの魅力発信事業補助金	商工観光課
スポーツ活動推進費	文化・スポーツ課
社会体育施設（野球場）	文化・スポーツ課
学校体育施設開放事業費	文化・スポーツ課
パークゴルフ場維持管理費	文化・スポーツ課

野手埋立処分所は今年度の事務事業評価の対象ではないが、関連施設のため評価対象とする。

### 3 評価手法

評価に当たっては、事務事業間の優先度など市の方針等に基づく総合的・組織横断的な視点で、事業の妥当性、有効性及び効率性を重視するとともに、事業の外部評価結果を反映させるものとし、次の手順で実施する。

- 副市長を長とする庁内評価委員会を設置し、担当課ヒアリングを実施する。

庁内評価委員メンバー

副市長、市長政策室長、行政管理部長、市長政策室次長、行政管理部次長、財政課長

- ヒアリング結果を基に、庁内評価委員会において再度総合評価を行う。
- 庁内評価委員会による総合評価及びコメントを事務事業評価シートに記載し、担当課へ送付する。

２次評価における総合評価が「Ｂ」、「Ｃ」及び「Ｄ」判定となった事業については、翌年度予算要求時に評価結果を反映させた点等を記載した「外部評価等調書」の提出を求める。

### 4 日程

平成 24 年 10 月 18 日(木)及び 19 日(金)の 2 日間を予定